

議案第 4 号

新座市手数料条例の一部を改正する条例

新座市手数料条例（平成 12 年新座市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (2) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

附 則

(新座市認可地縁団体印鑑条例の一部改正)

3 [略]

(キオスク端末による証明書等の交付に係る手数料の特例)

- 4 令和5年5月1日から令和8年3月31日までの間、別表第11号の表諸証明手数料の項中「200円」とあるのは「200円(キオスク端末(新座市印鑑条例(昭和52年新座市条例第4号)第19条に規定するキオスク端末をいう。次項において同じ。))により交付する場合にあっては、150円)」と、物件交付手数料住民票(除票を含む。)、戸籍の附票(戸籍の附票の除票を含む。)、図面等の写しの交付の項中「200円」とあるのは「200円(キオスク端末により交付する場合にあっては、150円)」とする。

別表(第2条関係)

(1)~(5) [略]

(6) 租税特別措置法関係手数料

名 称	手数料を徴収する事務	金 額
優良住宅新築認定申請手数料	租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第6号、第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニ又は第28条の4第3項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	[略]
優良宅地造成認定申請手数料	租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	[略]
	租税特別措置法第28条の4第3項第7号イ又は第63条第3項第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	
[略]		[略]

(7) 都市計画法関係手数料

名 称	手数料を徴収する事務	金 額
[略]		[略]
開発行為又は建築等に関する証明書の交付手数料	都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条第1項の規定に基づく都市計画法第29条第1項及び第2項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条第1項又は第43条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付	[略]

(8)~(10) [略]

(11) その他

名 称	手数料を徴収する事務	金 額
[略]		[略]
物件交付手数料	住民票(除票を含む。)、戸籍の附票(戸籍の附票の除票を含む。)、図面等の写しの交付 印鑑登録証の再交付	[略] 1件につき

附 則

(新座市認可地縁団体印鑑条例の一部改正)

3 [略]

別表(第2条関係)

(1)~(5) [略]

(6) 租税特別措置法関係手数料

名 称	手数料を徴収する事務	金 額
優良住宅新築認定申請手数料	租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第6号、 <u>第63条第3項第6号若しくは第68条の69第3項第6号</u> 、第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニ又は第28条の4第3項第7号口、 <u>第63条第3項第7号口若しくは第68条の69第3項第7号口</u> に規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	[略]
優良宅地造成認定申請手数料	租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ、 <u>第63条第3項第5号イ若しくは第68条の69第3項第5号イ</u> 又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	[略]
	租税特別措置法第28条の4第3項第7号イ、 <u>第63条第3項第7号イ</u> 又は第68条の69第3項第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	
[略]		
[略]		

(7) 都市計画法関係手数料

名 称	手数料を徴収する事務	金 額
[略]		
開発行為又は建築等に関する証明書の交付手数料	都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条の規定に基づく都市計画法第29条第1項及び第2項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条第1項又は第43条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付	[略]

(8)~(10) [略]

(11) その他

名 称	手数料を徴収する事務	金 額
[略]		
物件交付手数料	住民票、 <u>戸籍附票</u> 、 <u>図面等</u> の写しの交付	[略]
	印鑑登録証の再交付	1件につき

200円

[略]

		200円
	市内循環バス無料乗車証の交付	1件につき 500円
[略]		

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第6号の表及び別表第7号の表の改正規定並びに別表第11号の表物件交付手数料の項の改正規定（「、戸籍附票」を「（除票を含む。）、戸籍の附票（戸籍の附票の除票を含む。）」に改める部分に限る。） 公布の日
- (2) 別表第11号の表物件交付手数料の項の改正規定（「、戸籍附票」を「（除票を含む。）、戸籍の附票（戸籍の附票の除票を含む。）」に改める部分を除く。） 令和5年4月1日
- (3) 附則に1項を加える改正規定 令和5年5月1日

令和5年2月20日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

市内循環バス無料乗車証の交付に係る手数料を廃止し、及びキオスク端末による証明書等の交付に係る手数料の特例を定めるとともに、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。